

会 議 録

会議名 (付属機関名等)		第4回 キセラ川西エコまち協議会みどり部会
事務局(担当課)		みどり土木部 キセラ川西推進室 地区整備課
開催日時		平成30年2月20日 10時～12時
開催場所		川西市役所 4階庁議室
出席者	委員	武田、三井、森山(代理)、小川、荻田、朝田 (行政)岡本、山田(代理)、藤川、阿部、西寄(代理)、松本、阪上、 福井、釜本、池田(代理)、宮定
	事務局	酒本、北野、三浦、田中、山村、名嘉眞、衣笠 速水、井上(コンサルタント) 北山、月山(コンサルタント)
傍聴の可否 傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由		可 傍聴者数 0人
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会挨拶 2 出席者紹介 3 みどり部会の基本的事項と今後のスケジュール 資料1、2 キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 4-1 公園の現況(公園施設概要、主なイベント・利活用状況) 資料3 4-2 管理棟について 資料4 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> 5-1 公園利活用についてのアンケート実施結果 資料5 <ol style="list-style-type: none"> 1. 主催者アンケート 2. 近隣住民アンケート 5-2 利活用ガイドラインの改訂について <ol style="list-style-type: none"> 1. イベント活動申請手続きについて 2. 使用料金について 3. 騒音について 4. その他 6 閉会挨拶
会議結果		別紙審議経過のとおり

審議経過

1.開会挨拶

○みどり土木部 部長

2.みどり部会の基本的事項と今後のスケジュール

○事務局報告

- ・資料説明…「みどり部会の基本的事項」(資料1 P1-1)
…「みどり部会スケジュール」(資料1 P1-2)
- ・資料説明…「キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】」(資料2)

3.報告事項

○事務局報告

- ・資料説明…「公園の現況(公園施設概要、主なイベント・利活用状況)」(資料3)
- ・資料説明…「公園管理棟」(資料4)

4.議事

○部会長

- ・前回は昨年11月で、少し時間が空いている。
- ・普通の公園であれば、オープン前にこういう会議をやりルールを決めたらそれで終わり、こういう会議が開催されることはほとんどないのが普通である。冒頭に部長からもご挨拶いただいたとおり、ここは「市民が育て続ける公園づくり」を目指しており、継続的に会議の場を設け、より良い方向で、どういうふうに進めていけるかという議論の場を持たせていただいている。そういう意味では、今後とも引き続き継続的にご議論いただくことになると思うが、よろしくお願ひしたい。
- ・今日は、次第に従い、実際に公園を利活用された方々のアンケートの内容、今後、試行版としてつくったガイドラインをどのように実施版にしていくか等が議論のメインになるかと思う。ぜひ、忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・こういう公園ができ、ルールをつくっていく上で、実際に使ってみないとわからないと思い、実際に、大学の学生たちに公園でのプログラムをしてもらおうという授業を実践してみた。それも、専門教育を受けていない入った1年生、このあいだまで高校生だったような学生に、「こういう公園ができて、こういう主旨でつくられているので、自分たちで一回プログラムを考えてみよう」ということをやらせていただいた。おかげで、市役所の方々には多大なご迷惑をかけたが、いろいろご協力をいただきながら、なんとか成功させることができ、参加者の皆さんにはおおむね満足をいただけたと思っている。
- ・そのような経験も踏まえ、今後のガイドラインの見直しの中にも入っていければよいと思っている。各々、実際に参加してイベントをやっていただいた方もいると思う。それぞれの、普段お考えになっていることから、ぜひ、いろいろなご意見をいただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

○事務局

- ・資料説明…「公園利活用についてのアンケート実施結果」(資料5 P.5-1~5-4)

○部会長

- ・簡潔にまとめていただいている。基本的には、参考資料で配布されているものが、アンケートの元データで、お答えいただいたものの生データということになる。全体で数十件ぐらいのアンケートなので、パーセントがどうというよりは、その中からどんな意見を参考にしながら、どういうふうな改訂を行なっていけばよいかを考えていくことが重要かと思っている。
- ・特に、参考資料の11、12ページが、各団体様の生のデータが載っているところである。どんな団体の方がどんなご意見をお持ちかということも踏まえて見ていただけたらと思うので、その辺りも、後ほどの議論の参考にさせていただきたい。
- ・今の説明、アンケートについて何かご質問、ご意見はないか。

○副部会長

- ・資料5の5-4ページ、表-4、オープニングフェスタ、HYOGO彩りフェスタ、11月イベントとあるが、11月イベントは「音灯り」のことか。

○事務局

- ・「かわにし音灯り」と「川西まつり」である。

○副部会長

- ・5-2ページ、表-2、「意見・要望」の「満足度」について、調査結果として、「公園施設・ルールについては「概ね満足」以上が80%以上であるが、イベント活動等許可基準については「やや不満」「不満」が15%」とある。この許可基準のどのあたりが不満とされているのか、もう少し詳しい説明はあるか。

○事務局

- ・申請手続きの多さに対して「不満」と回答された方が多かった。

○部会長

- ・参考資料の9ページが、今のアンケート結果の元データである。イベント活動等の許可基準に対する満足度が出ており、上のグラフでは、「やや不満」が21.4%あり、他の項目に対して、「やや不満」の割合が少し多い。下の【要望、自由回答】欄に、「利用面からは、受付の簡素化や試行期間後の使用料金の扱い、施設整備の面からは、屋根付きの休憩所やワークルーム、倉庫の設置、日陰、設備容量の見直し、備品の貸し出しなど必要という意見が寄せられた。また、無用な規制がかからないようにしてほしいという要望もみられた。」とまとめていただいている。

○副部会長

- ・申請手続きについての書式は、このガイドラインの後に付いている「チェックシート」からでよいのか。これが具体的にお借りするときの申請書になるのか。

○事務局

- ・資料2のガイドラインの後に付けているチェックシートからになるが、今回、全部を添付していない。チェックシートの他に、事前相談書、行程表、全体配置図、本申請に関しては、都市公園使

用許可申請書などの手続きが必要になってくる。

○部会長

- ・5-2ページ、表-2、「使用料金」の「感想」について、どういうことをアンケート上お伺いしたかという、今回のガイドラインでは試行期間ということで、全部無料で使っていただいているが、来年度以降、本当に今の公園条例上のルールで料金がかかるとすると、実際に自分が使った面積を出して、いくらになるか算出してみた上での設問となっている。例えば、私が出させてもらった学生のイベントで、たぶん数十万円という数字が算出されるが、それに対して、その料金が妥当だと思うか高いと思うかという質問項目だったと思う。「比較的高い」が69%、「利用したくない」が46%となっているが、これは、「利用したくない」という回答項目しかなかったもので、僕も、二十数万円を授業で払えと言われても払えないと思ってここに「○」をした。「利用したくない」というより、「その金額は払いづらい」というニュアンスの答えになっている方も多いと理解している。後で利用料金のことも議論になるかと思うが、来年度以降、実施版に向けて、どう取り扱うかが、議論のポイントであると思う。
- ・利用者へのアンケートだけではなく、近隣の方々へもアンケートをとっていただいている。利用者が使いやすいことももちろんだが、あまり利用者のことばかりでも、地域の持続的な活動にはなっていないと思うので、近隣の方々の満足度も高めていくためにも、どうしないといけないかということでアンケートをとっていただいたということである。
- ・5-4ページでは、「特に注意してほしい点」ということで、「音」、「駐輪・駐車マナー」、「ごみの問題」という回答が多くを占めており、利用者側の使い方にフィードバックをさせていくような、ルール、マナー向上みたいなことが必要かと思う。そういった点も、どこまでガイドラインに示すかという議論もあるかと思うが、ご意見等をいただきたい。
- ・また、ここへ戻っていただいても結構なので、一旦、議事を進めさせていただく。具体的なガイドラインの改訂について、議事次第に従うと、5-2.「1.イベント活動の申請手続きについて」、「2.使用料金について」、「3.騒音について」と分けていただいているので、とりあえず一つずつ確認していく。
- ・「1.イベント活動の申請手続きについて」 ご説明いただきたい。

○事務局

- ・資料説明…「利活用ガイドラインの改訂について」（資料5）
イベント活動申請手続きについて（資料5 P.5-5）

○部会長

- ・今の説明で、今回、試行版のガイドラインでやってみた手続きの流れが、5-5ページの図-1のとおりであると。先ほどもご議論があったとおり、必要書類が、そこに書かれているとおりたくさんあると。事前相談の段階では、事前相談書と添付書類…。添付書類とは何か。

○事務局

- ・添付書類はチェックシート。チェックシートと全体配置図、イベントの行程表である。

○部会長

- ・事前相談の段階でそれらの提出書類をそろえ、原則、開催日の3ヶ月前までに事前相談をしてくださいと。それに対して、1ヶ月前までに本申請が必要で、それには、ここに書いてある必要書類があると。事前相談時に出した書類も合わせてもう一回出すと。そして10日前までに現地確認、当日までに鍵の受け渡し、許可証などの受け渡しもして実施をします。それが現在の試行版のガイドラインのやりとりである。
- ・先ほどのアンケートを受けて、この手続きを少し簡素化できないかということでご提案をいただいているということである。それが5-6ページ目以降である。
- ・申請していただく活動を3種類に分けたというご説明があった。
- ・一番分かりやすいのは、「c.通常利用」で、5-7ページに書かれているようなものは申請がいらないと。これは、今のガイドラインでもいらなかったという理解でよい。例えば、水遊びをすればお花見をすれば体力づくりのためのトレーニングをすればかというものは、もちろん普通の利用なので、申請手続きについて関係がない。
- ・さらに、申請があるものを2つに分けて、「a.大規模イベント」と普通の「b.イベント」にしてはどうかというご提案である。「a.大規模イベント」に認定されると、今までどおり簡素化せずにそのままやると。「b.イベント」に指定されると、少し簡素化されて、事前の相談書類がいなくなり、本申請から始めることでよくなるというご提案である。
- ・「a」なのか「b」なのかという判断は、5-6ページの上にあるとおり。「a」の場合、多くの参加者が見込まれ近隣等への環境配慮が必要となるもの、「b」の場合は、公園内の部分的な占用の範囲で済むようなものということである。
- ・不明な点、ご意見はいかがか。

○副部会長

- ・私たちが指定管理しているところは、民間がやっているもので、川西市でも唯一だと思う。その施設の指定管理をさせていただく前も、利用者としてずっと使ってきたので、「もっと自由に、もっと自由に」と思ってきた。しかし、いざ、指定管理者側に入ると、なかなかそんな風にはいかず、管理的な側面がだんだん強くなり、市の方が、以前、利用者におっしゃっていたことが、なるほどと思えるようになってきた部分はある。
- ・そういう点を踏まえた上でも、この手続きを考えたときに、やはり必要最小限というのはどこかでしないといけないと思った。
- ・「c.通常利用」からどこからが「b.イベント」の扱いになるのか。例えば、20人ぐらいで、球技のちょっとしたイベントを考えたときに、これぐらいだったら、普通にパーッと公園に行って、皆、当日現地集合でやっちゃえと。何事もなければよいが、もし何か起きてしまったときに、管理側は「知らなかった」でよいのか。どこからどこまでを線引きするのか。ある程度それは市民に任せるのか。ルールというときには、市民はじめ、使う側の覚悟もいるという気はしている。
- ・「音」のことは、管理運営をさせていただいている中で、本当に難しい問題である。それを運営管理する側が勝手に決めるのは簡単といえば簡単であるが、そのときに、利用者側の納得度がなかなか得られないと思った。
- ・「音」に関しては、利用者の方と一緒にワークショップをして、プロのファシリテーターにも参加いただき、「皆さんにとっての使い勝手はどの辺ですか」というおおまかなガイドを考えた。その前段として、別の「もの」の使い方について、これは皆でルールを考えた方がよいと思ってワー

クシヨップをやって、それがうまかったので、味をしめて、「音」についてもやった。

- ・ここで、少ない意見でどこまで決めてよいものか疑問もある。皆さん、どう思われるか。特に、やっておられた委員はいかがか。

○部会長

- ・まず、今の話で、どこから「c.通常利用」で、どこから「b.イベント」かというところで、今の段階で事務局の考えがあればお話し願いたい。

○事務局

- ・先ほど、例として「20人」と言われたが、まず、「規模」で申請の有無を決めようと思ったが、当日増える可能性もある。「19人」だから「申請無し」としたが、当日来たら「25人」だった、じゃあイベントもできないのかという問題にもなるので、「規模」でしぼるのは難しいという考えで、「規模」ではしぼらなかった。

○部会長

- ・ガイドラインには、「どういうものは申請してください」ということは、書かないといけないのではないか。

○事務局

- ・申請後「許可があればできること」ということで、ガイドラインの5ページに記載している。
- ・水生生物の観察会などは、かなり小規模な団体でイベントをしていただいているが、生物をとったり見たりということには許可があるので、そういう許可が必要なものは「b.イベント」に入れている。

○事務局

- ・公園を使用する場合に、大前提となるのは条例である。条例で「自由にできないこと」は、ガイドラインの4ページ、5ページにあるとおり。4ページには「公園内で自由に「できないこと」」が書かれている。5ページには、「許可があれば「できること」」ということで、項目をあげている。
- ・「c.通常利用」か「b.イベント」に該当するのかどうかは、この条例の項目がひとつの判断基準になる。その上で、例えば、今、委員から言われた、何人かで来られてボール遊び等をやられるという行為が、市として、「許可があれば「できること」」、「公園の全部又は一部を独占して利用すること」に該当するのかどうかで、「b.イベント」扱いになるのか、「c.通常利用」になるのかという判断になってくるかと思う。
- ・キセラの公園に置き換えると、結構、芝生広場も広さがあるので、「規模は何人？」という議論について陥ってしまうが、「許可があれば「できること」」に該当するか否かで判断して、イベントの住み分けをしていくということである。

○部会長

- ・今、試行版で示していた基準で、まず、「イベント」かそうでないかは分けられそうだということである。

- ・とはいえ、これを見て、市民の方が判断して、申請を出していただかないことには「イベント」にならない。ここを破って無視して使っている場合には、申請されないことになってしまう。それは周知を図っていくということになる。
- ・さらに、今回は、「b.イベント」か「a.大規模イベント」か、どこに書き加えるかは別として、書き加えて申請の方法を分けようというご提案である。

○事務局

- ・さらに補足であるが、考える視点というか方向性として、ガイドラインの4ページ、5ページを紹介してもらったが、とりわけ5ページの方、「許可があれば「できること」」の一番下の段の「公園の全部または一部を独占して利用すること」とある。この「独占して利用すること」という定義を決めるべきかと思っている。この「一部を独占して利用すること」＝「イベント」とつながっていくのではないかと思う。ダイレクトに何かすること、それがイベントか否かということを考えてときに、すごく思考回路が止まってしまう。「独占して利用すること」ということがどういう状況なのかということをお話しいただければありがたい。

○部会長

- ・なかなか難しいところかと思う。
- ・芝生広場全面でバレーボールをしていて、新しく来た人に、「バレーボール、一緒にできません」と言ったら、何か独占している感じもするし、新しく人が来て、どんどん、「バレーボール一緒にやりましょう」と言ったら、独占はしていないようにも思う。でも、凧揚げしたい人が来た時に、バレーボールをやっているから凧揚げはできないような状況になっているかもしれない。
- ・この場ですぐ定義ができるのかどうかは別として、そのあたりも含めて、ぜひご議論いただきたい。
- ・せっかくだから、利活用された委員、いかがか。一度、このとおりの申請をしていただいて、イベントをしていただいたと思うので、ご経験から何かご意見をいただければ。

○部会員

- ・「a」と「b」に使い分けられて、この「a」にはめられるのは、逆にすごく重みがあるものであると思う。
- ・私も、「かわにし音灯り」と「川西まつり」に関してはどっぷりと関わった。また、申請手続きについても「音灯り」はほとんど自分でやったのでよくわかる。
- ・イベントを準備からやっていく中で、そのイベントを開催するまでの準備期間、また、当然、イベントが終わったらイベントの後の撤収をするという時間があるが、その間も、ずっとひっきりなしに、市民の方が周りでウォーキングしたりランニングをしたりしているという事実もあった。その横で、足場のトラックが解体したりしているわけである。これは本当に安全な状況なのかと。当然、気をつけてやったのだが、「a.大規模イベント」と認めていただき、すごくしっかりとした申請をした割には、独占して会場を使っているという雰囲気は逆になかったので、安全面から考えると、危険であった。そういうところから、「a」と「b」の違いはあるのだろうなと思った。
- ・申請手続き自体は、「a.大規模イベント」と捉えていただけたので、そんなに難しいものではなかった。職員さんにもアシストをしていただき、3ヶ月前ということが本当は条件なのだろうが、ある程度緩和していただいた。イベントなどは、正直、1ヶ月前ぐらいにならないと固まらない。

3ヶ月前に全部の行程ができるということはほとんど有り得ない話なので、手続き的には助かった。ただ、本当に、それを専門にやられる窓口になるような人がいたらよいと思った。

○部会長

- ・いろいろと貴重なご意見をいただいた。
- ・例えば、安全管理の面とか、ちゃんと独占している場合には、逆にいうと、義務と権利で、独占している権利に対して、ちゃんと安全管理の義務が発生するというようなことだと思う。そういうことも含めて、ガイドラインの中でも言及できるかどうかという話もあると思う。
- ・私も、学生と一緒にやって、手続き自体は、確かに、ご指摘のとおり、煩雑でも膨大でもないような気がした。「a.大規模イベント」の場合は、これぐらいの手続きをちゃんと踏んだ方が、むしろやる側にとってもよいのかなという感想を持っている。
- ・ただ、「b.イベント」欄にあるのは、例えば、プレーパークさんとか、キセラカフェもやられていると思うが、定期的に現地で開催するものに対して、毎回これを出せといわれると確かに負担かと思う。その軽減のためにも、今の案だと、プレーパークとかは、1回目は、事前相談からきちんと全部の書類を出して、2回目からは簡素化しようという案になっているかと思うので、そのあたりは、この辺が妥当なのかなという感じを、実感としても持っているところである。
- ・ガイドラインの中に記載をする文言として、今ご提案の、5-6ページの一番上の「a」と「b」というような記載で十分事足りているのか、何かもう少し加えるものがあるのか。例えば、今言ったような、1回目は必要だが2回目からはいらぬみたいなことが、この、5-6ページの中だけでは少し読みきれないという気もする。そのあたりの記述は、もう少し検討がいるかと思う。大体、分けとしてはこのような感じで妥当なのかなという気もするが。
- ・皆さん、いかがか。市役所の方々からもぜひ。

○副部会長

- ・今、「a」、「b」、「c」と分けていただいた。多分、「b」の方が「もっと簡単にしてほしい」という希望が多いと思われる。ガイドラインの後ろにチェックシートを付けていただいているが、別々で対応したときに、これは「b」かなと思ったら、例えば「b」用のチェックシートをつくるか、あるいは、今のチェックシートの中で、「こここここの項目は不要」とか、アンケートでもよくある「問1で〇〇と答えた人は次にどこへ飛ぶ」とか、何かそういう工夫もしてみたら、簡素化に見えるのではないか。2パターンつくるか、問いを飛ばしてやるようなものはどうか。

○部会長

- ・具体的に、「b」に指定されるといなくなるものは、「事前相談シート」、「チェックシート」。「行程表」もいなくなる。必要なのは、「使用許可申請書」と「都市公園使用料金減免申請書」と「フォローアップシート」。「フォローアップシート」は最初に出すときには不要か。

○事務局

- ・「フォローアップシート」は、まず「チェックシート」を提出してもらい、その後、みどり部会に照会をかけ、開催内容について問題がないか確認をし、何か問題があればみどり部会の方から返答をもらい、その内容を「フォローアップシート」に記載して、主催者側の方にお送りして返答をもらうというような形である。

○部会長

- ・ということは、「b.イベント」の方は、それをもらう機会はないということ。

○事務局

- ・そうである。
- ・先ほど、委員から、「チェックシート」を少なくしてという話もあったが、「チェックシート」を書いてもらうということは、みどり部会に照会をかけるという認識になる。それもまた、みどり部会の方にお時間をとらせてしまっているの、それもどうかと思い、すべてなくしたような考えである。

○部会員

- ・「b.イベント」の様式、「使用許可申請書」、「都市公園使用料減免申請書」、これはキセラ以外でも都市公園を利用するときにいる書類になる。基本的に、「都市公園を利用する」という場合に、条例による許可をもらうという形になるので、「b.イベント」は、他の公園と同じ申請だと考えてもらえばよいと思う。

○部会長

- ・先ほど、「a.大規模イベント」の場合は「チェックシート」が出てきて、みどり部会での審査があるという説明だったが、その部会での審査というのはどのように実施されるのか。これを毎回開催するわけにもいかないと思うが。

○事務局

- ・「チェックシート」を主催者さんからもらい、その「チェックシート」の資料をメールにて配布し、確認してもらっている。

○事務局

- ・補足だが、行政にはいろいろな所管がある。例えば、商工農の関係とか、各所管であるので、それを事務局の方ですべて把握ができない。イベントの内容を、みどり部会で審査と言ったが、みどり部会の、参加されている各課さんに情報提供をして、そのイベントについて気をつける点等があれば、意見としていただくという手続きを一旦ここで入れているというのが「フォローアップ」である。

○部会長

- ・今の試行期間中で、具体的に何かご意見をいただいたことはあるか。

○事務局

- ・駐車場がないということで、公共施設の駐車場を使われる可能性があるの、使わないように指導して下さい」という例と、「搬入車に十分注意するように指導してください」などがフォローアップシートにあがってきた。

○部会長

- ・手続きの簡素化の方向としては、こういうことで概ねよいのかなと。ただし、ガイドラインに記載する文言とか、あとは安全管理上の、逆に気をつけなければいけない留意事項とか、そのあたりは少し継続的に検討して精査していくことかと思う。
- ・公園の独占が何に当たるかというのは十分検討できていないかもしれないが、これも、次回くらいまでには整理をして、最終の実施版をつくるときにはもう少し検討が深められればよいと思う。
- ・また戻ってくることも可能なので、一旦、あと議題が2つあるので、使用料金と騒音、それぞれについてご説明いただき、議事を進めていきたい。
- ・まず、使用料金の設定の方法について事務局から説明いただきたい。

○事務局

- ・資料説明「利活用ガイドラインの改訂について」(資料5)
使用料金について(資料5 P.5-8)

○部会長

- ・使用料金の考え方についてもぜひご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

○副部会長

- ・使用料金の減免については、実際に運営管理をしている中で、ものすごく難しい問題だと思っている。
- ・施設が将来的にどういう運営管理になっていくのかがわからない。ずっと市直営のままなのか、それともいろんな別の形態で、民間の運営管理も考えていかれるのかわからない。
- ・今、施設を預らせていただいている、私たちは利用料金制をとっている。利用料金制というのは、そこで収益を生んでもよいという、生んでいこうという考え方になる。そうすると、減免という考え方は非常に難しい。
- ・私たちが携わせていただいている施設でも、市の利用、あるいは減免団体、それはたくさんある。それが、そのままよいのかなというところが、いつも私たちの中である。利用料金があるので、収益を上げなさいというところと、公益性を重んじて減免も認めつつという、ものすごく矛盾するものがある。
- ・自分たちは市民活動団体でもあるので、例えば、ひとつの提案として、毎年担当課の皆さんとお話しをしている。最初、その団体が立ち上がって2年、3年までは減免でサポートしていく、そこから先は自分たちで自立して料金を払っていくようにしたらどうかとか、そういうことを提案させてもらっている。元のセンターが非常に低価なので、そういう考え方が提案できるのだが。
- ・将来的に、どこがどう運営管理していくのかも含めて、簡単に減免というやり方をもって将来的な運営管理の維持ができていくのかということ、ちゃんと念頭に置いて考えておく必要があるのではないか。
- ・一方で、市の市民のための公園でもあると、部長もおっしゃっていたし、できるだけ、いろんなルールを取っ払って、皆が本当に使って、我がこと、我がものと思いながら、公園を利用していくというのは大事なことで、ここで簡単に決めてしまってよいのかという感じがする。
- ・もうひとつの大事なポイントは公共性である。センターで携わせていただいても、どこまでが公共なのか、本当に難しい。次の「音」の問題も含めて、また、どこが主体となって運営管理し

ていくかということとも密接に関わってくる問題だと思うが、公共とは何かと考えだしたら、簡単に線は引けないと考えている。

- 私たちのNPO法人は、できて13年で、近畿大学の先生が、12年間理事長をしてきていた。先生はまちづくりの専門だからだと思うが、例えばそういう公共性をどこに置くかということが問題となったときに、そこに関わる人、そこに利害が絡む人、まちで行動的な人たちが皆集まって話し合い、利害関係が対立することもあるかもしれないけれど、そこで大体見つけられた落としどころみたいな、そこに、その場での公共性が宿るというような考え方をおっしゃっていた。
- 私どもが今携わらせていただいているセンターでも、できるだけ、先ほども申し上げたように、そこを利用する人たちで話し合っ、納得ポイントを見つけていただいで、これだったらよいかかなということ相談していくのが、ひとつ提案である。時間はかかるが、先ほど部長が10年ぐらいかかるとおっしゃったのはそういうことも含めてかなと思う。
- 今回、話し合っ、一応のガイドラインを決めるのだが、キセラの新ワークショップにも参加させていただいで、キセラカフェも提案させていただいでずっと参加してきているが、どこかの段階で、利用者も、管理側の方も、皆で大ワークショップをして、いっぺん見直そうじゃないかということをやってみたら、本当にこの場所にふさわしい公共性というもの生まれるのではないかと思う。これは大変な提案で、すごいことだが、それができたら、このまちというのは、すごく、市民が参画していくという覚悟も決められるような気がしている。

○部会長

- 今回、決めたガイドラインが未来永劫続くようなガイドラインになるとも思っていないので、適切などころで見直しは必ずいると思う。それを大ワークショップでやるのか、どういう方法でやるかはあるかもしれないが、基本的には、継続的に見直しながら公園を育てていくというような、それに伴っている部分も柔軟に変えていくという仕組みが担保されていない限り、なかなか育て続ける公園というのは難しいのかなという認識でいるので、それはそういう方向でやっているとよいと思っている。
- 一方、今回、一回決めてしまうと、なかなか、それでしばらくはやるというか、一回はやってみるというルールになるので、どういうルールにするのかというのは慎重に議論がいていると思っている。
- 今、2つご指摘をいただいた。ひとつは料金の設定、減免をするかどうかというお話である。これについては、使用料金で収入のあったお金がどこに行くかという話がひとつは大きいと思っ、今、今は、一般財源に入っ、公園に直接還元することはないという理解でよろしいか。

○部会員

- その部分については、公園使用料という形で入りまっ、財源としては一般財源である。特定財源にはまだいっ、ない。

○事務局

- 市内全部の公園にかかっている現行の条例では、その使用料については、今、委員がおっしゃったとおりだが、このキセラの分については、今後検討を進めていく方向性として、一旦、基金等、公園を使っ、いただいた使用料は公園で使えるような仕組みづくりができないかと思っ、ている。

○部会長

- ・それは非常に大きな話だと思う。
- ・ルール、ガイドラインができればよい公園になるという話は絶対でない。実際、公園での運営主体とか、現場ルールでの話し合いとか、そういうもの、あるいは、キセラカフェをやっているが、そういうような場づくりだとか運営の仕組みづくりだとか、そういうものが伴わない限り、ガイドラインだけでどうこうなるという話ではないと思う。そこには、多分お金の話もずっと付きまとう話だと思うので、何かそういう仕組みづくりができるような、ぜひ、そういう検討を進めていただければ大変よい公園になるのではないかなと思う。
- ・多分、その話とこの使用料金の話はリンクしている話である。例えば、本当に公園のために使っていただけるお金なのであれば、減免しなくて、お金をとって、むしろ公園に再投資する方がよい公園の運営につながるという可能性もあると思うし、一般財源に入って、市の全体のために薄まるのだったら、減免した方が、むしろ公園の活性化という意味ではよいのかもしれない。そのあたりは、密接に関係する問題であると思うので、引き続きご検討いただいて、どういうふうにフィードバックできるかということも合わせて考えていきたい。
- ・今日の段階では、その仕組みはまだないという前提でご議論いただくしかないのかなと思うが。

○事務局

- ・使用料とは少し違うが、先ほど公園の概要の説明のときに、成長する公園の一環として、3月3日に記念植樹というものを実際にやる。実は、成長する公園についての、市民に愛着を持っていただくという一環で、記念植樹をやりたい人に手を挙げていただいた。費用については、寄付という形で、「5千円以上の寄付をお願いします」という形でやらしていただいた。その寄付金については、基金の方に積むルールが確立されている。

○部会長

- ・ベンチの寄付もされていたか。きんたくんのベンチは寄付でやられたのではないかな。

○事務局

- ・あれは整備費でつくられたものである。

○部会長

- ・そういう寄付の制度も使い、基金が運用出来るようになるとういことかと思う。

○副部会長

- ・先ほどは、私が携わっていた中での意見だった。利用の団体の中にも入っている方が、私が今日ここに出席することもご存じなく、「キセラ川西せせらぎ公園、今年度は無料で使わせてもらっていたんだけど、有料になったらこれぐらいの金額ですよという案内をいただいて、もう二度とできないと思った」とおっしゃっていた。「そんなに高いんですか」と聞くと、そこは割と大きな組織で、ここの公共の公益の中にも入ったりしている団体だが、「見たことない、もう二度と使わない」という声を聞いて、「ああ、そうなのかな」と。それだったら、やはり公共性の高い団体で、全額減免とか半額減免で、もっとチャンスを担保していくことも必要かなという現場の声もあった。

- ・相反することで難しい調整だと思うが、やりながら少しずつ考えていくという、育む部分も残していけるのであればよいと思った。

○部会員

- ・公共性の話は確かにあって、公共性の権威の先生がおっしゃっているのは、今までの公共性というのは、オフィシャル、官が公共であったのに対して、現在は、皆で話し合って決めるものかどうか、オープンであることが公共性を担保するんだという言い方もされていて、何かオフィシャルなものだけが公共性ではないという時代だと感じている。
- ・「新しい公共」といわれてもう10年以上がたつと思うし、ここで、公共性で判断すると掲げた上でこのツリー図をみていくと、やはり、主体の公共性しかとれていないような気がする。国がやったり市がやったり、公共的団体がやるものは公共性が高いというふうに、まずはそういうふうに読めてしまえなくもないので、やはり内容で判断がどれだけできるかというのは、重要な指標だと思う。
- ・例えば、何か、それこそ高校生二人が話し合って、公共性の高い活動をお金を取ってやろうと思ったら、なかなか、ひょっとするとこのフローだとできづらい仕組みになっているかもしれないので、中身で判断できるところがどこまで付けられるかということかなと思う。ここでいうと「ウ」で、「ア」でも「イ」でもない団体が、お金をとるとなった瞬間に、もう「減免なし」というフローに行ってしまうという、そこだけがちょっと気がかりではある。
- ・市の後援をとればよいのではないかという話だが、これはまた、先ほどのオフィシャルにつながっている気もして、後援がとれるかどうかという判断だけで、本当に公共性が図れているのかということがなくもないが、ただ、審査の猥雑にはなると思うし、なかなか、何をもって公共性が担保できているかを内容で判断するというのは難しいことではあると思うので、客観的に分かりやすい指標でいうと、今お示しいただいているようなフローになるのかなという気もする。
- ・その辺もぜひご意見をいただければと思うが、いかがか。

○事務局

- ・事務局が考えた公共性の定義としては、「公共性」と調べるといろいろ出てくるが、そのひとつとして、不特定多数が参加できるかという面を、事務局側としての定義と決めている。

○部会長

- ・それは※3のところか。「ウ」の団体が出店参加費をとらずに、目的が適合するかどうかというところである。それが不特定多数の人が参加できるかどうかの指標になっているということである。これは、お金をとってしまうともう絶対ダメなのか。

○事務局

- ・今のところ、そう考えている。

○部会長

- ・皆さん、いかがか。

○部会員

- ・資料5の5-2ページ、使用料金のところ、「川西まつり」が約450万円とある。

○事務局

- ・公園の1平米当たりの料金としている。芝生エリアとエントランスエリアを合わせると、10,300平米となる、それに438円を掛けるとその金額になる。

○部会員

- ・「0」が1個多くないか。

○部会員

- ・参考書類の12ページでは12万となっているが。

○部会員

- ・いずれにしても、仮に45万でも450万としても、例えば、「音灯り」というイベントをしたが、それだけの費用を払って、あの公園でやるということは、正直無理である。なぜなら、すべて自分たちの自腹を切っているから。ただでさえ、身銭を切り始めているような状況で、さらに45万というのは無理である。
- ・その中で、ではどういう方法でやっていくかということで、市民活動をする中で考えているひとつの方法は、イベントをしながら売上を上げていこうということである。売上は当日の模擬店などの売上もあるし、もしくはそういうイベントのいろんなグッズをつくったり、もしくは寄付活動をしたりということで、資金を集めていく。その中で、ショーを入れていくといくことは、大きなところの収入源なので、それをやはりやらないと市民活動は成り立たない。無料で何かやろうと思っている市民さんというのは、たぶんもう違うと思うので、やはり何か収益を得ながら自らの活動をしていくということだとは思う。
- ・僕は、正直、お金を取った方がよいと思う。取った方がよいとは思いますが、ただ45万はやはり高いし、450万なんてまずあり得ないし、10万でも高いかなと。ただ、何らかのお支払いはする。その支払う努力も、イベントなり、何らかの活動でもってするので、やはりここで、ある程度の費用を稼いでいくということも認めていただきたいということもある。

○部会長

- ・来年、かわにし音灯りこの5-9ページの図-3のフローで正にやろうとされたら、どこでどういうふうな…。

○部会員

- ・思い切って、商工会の関係者だからとか言われずに、「ウ」の団体でやりたい。

○部会長

- ・「ウ」の団体でやってしまうと、今のこのフローだと減免なしでいってしまうということになるか。

○部会員

- ・そうかもしれない。ただ、変なテクニックを持った活動をする市民はもういないと思っている。やはり正直で、正面からぶつかってほしいというところなので。後援をとるということにはなると思うが、そこは別に、減免してほしいから後援を欲しいという話ではなく、ある程度の費用をお支払いしながら、減免なしでも実施する。

○部会長

- ・なかなか難しいところである。
- ・ひとつは、先ほどの※4に入っているところである。お金を自ら稼ぎながら、別に儲けのためというより、むしろその活動のために生み出すお金だったりもする。そういう本当の活動実態を見て、公共性が高いからぜひやってほしいというときに、出店が出て参加費もとるような有料イベントでも、減免の対象になるようなものがあったらよいという気もする。

○事務局

- ・エコラブハロウィンというイベントがあるが、そこは清掃イベントを主としてやっており、出店も出すということもあったのだが、市の後援を得ることができており、そのイベントは減免になるのかなと思っている。

○部会長

- ・そこに逃げ道はあるというフローではあるが、市の後援をとっていくことが正義なのかみたいなことにも読めてしまうので、そのあたりをどうするか。今おっしゃったとおり、「別に無料にしてほしいから市の後援をとっているわけではない」というのもそのとおりだと思う。

○事務局

- ・非常に深いよい議論をいただいているなと思っている。
- ・今の議論を聞いていると、例えば、案でお示ししている、減免のパターンが「0」、「100」、「50」、この3種類では少し荒いのかなと思う。フローで、先生にご指摘いただいた、「ウ」のフローは2番目が「出店や参加費」で「目的」が3番目に来ている。だけど、「イ」は「目的」が次に来ている。このアンバランスは何なのかとか、改めて気がつくことがたくさんあるので、できるだけたくさん意見をいただきたい。
- ・今日、「わかりました、こうします」というのは無理なので、忌憚のないご意見をいただいて、ある程度、先生にはまとめていただきたい。

○副部会長

- ・具体例で補足をする。例えば、市民活動センター男女平等参画センターを使われるいろいろな活動がある。先生が先ほど「主体の公共性」と、それから「活動の公共性」という言葉をおっしゃった。センターを使っていたときは、どれだけ社会貢献性が高いか、最近、「ソーシャル」という言葉もよく使われるが、それを基準にしている。
- ・例えば、何かの技術を持って講師活動もしていられっしやる商業的ベースでも、自分の経済活動として講師をしていられっしやる方がおられたとしたら、「場に応じて自分の活動を使い分けてください」と申し上げている。

- 例えば、商業施設で、自分の持っている技量、キャリアを全部つぎ込んで、資格を取ってもらうような講座をされるのだったら、「それは、センターではできないけど、そうではない商業施設を使って、何万という受講料をとってやってください」ということになる。
- 「では、センターではどんな活動ができますか」といわれれば、ご自分が持っている技量で、例えば、籠りがちなシニアの方が出てくるきっかけをつくれるとか、そういうときは、受講料をもちろんとっていただいてもよいが、何万円という講師を要請するのではなく、何百円オーダーで、そこで自分が出せるものというのは、その場所柄に応じて、自分の中で使い分けていただいたらよいと。
- ここまでは出せるという受講料は500円。だけど、来ていただいた方には、少しでも外に出ていただいて、心身共に健康になるという、そういうことを引き出すことができる、そのように、ご自分の中でも使い分けるといようなことをお勧めしている。
- こういう公園という場所においても、イベントの内容によって、その辺を、主催者側は使い分けていったらよいと思うし、管理する側も、そこを住み分けて見ていったらよいかと思う。

○部会長

- 概ねまとめろとおっしゃられたので、概ねまとめなければならないという責任感が出てきた。
- 議論のひとつは、※3で書いてある「目的」のところの「活動の公共性」をどういう基準で判断できるのかということかと思っている。これは、今、「お金」の下に来ているので、「不特定多数が参加できるもの」となっているが、今の前提だと、「無料で不特定多数が参加できるもの」が公共性があるものとなっている。それが果たしてどうかという話である。
- さっきの委員の話も含めて、有料でも公共性の高い活動・イベントはたくさんあるような気がするので、そこだけ何か救える仕組みができるとよいかという気がする。
- 先ほど、イベントの申請手続きのときの「みどり部会の審査を経て」という部分で、今、市役所内のみどり部会のメンバーの方々で審査いただいているという話であったが、審査のやり方もかく、こうやって顔を合わせて審査をするのは難しいような気もするが、せっかく協議会として外部の方々にも参画していただいているこういう場があるので、うまく活用いただきたい。例えば、こういう場で審査して、公共性があると認めたものについては無料にするとか、減免するとかというの、ひとつの方向性としてはあるのではないか。
- 結局、市の後援をとるといことで、そのジャッジが市役所に関与して、そのゲートを通らない限りは公共性を得られないという今の仕組みになっているので、そうではなく、第三者機関が公共性があると判断したものについては無料にするというようなやり方もあるかと思っている。
- 私が少し関わらせていただいている他の地区では、実際そうになっている。運営審議会でその判断をして、無料にするかどうかというより、イベントが実際そういうフリーのスペースでできるかどうかという判断が、審議会マターになっている。そういうことを数年続けていけば、事務局側でも判断基準が大体できてきて、「これだったら公共性がある」といような概ねのラインが見えてくるので、しばらくはそのように運用してみるというの、手としてはあるのかなと今は思っている。
- 多分、もう一回、次の協議会の場で、議論できる機会もあると思うので、少し事務局とも相談させていただきながら、案を進めていきたいと思っている。
- 最後、騒音の話が残っているので、それについて、引き続き事務局の方からご説明願いたい。

○事務局

- ・資料説明「利活用ガイドラインの改訂について」（資料5）
騒音について（資料5 P.5-11）

○部会長

- ・「HYOGO彩りフェスタ」の「公園管理者の許可済とのことにより、適切に対応しなかった」とはどういう意味か。

○事務局

- ・騒音の苦情が来て「音量を下げてください」と言われたのだが、許可をもらっているから何をやってもよいという対応をとられてしまい、大きな問題になった。

○部会長

- ・いかがか。ぜひご意見をいただきたい。
- ・利活用された委員は、騒音についてうまくやっていたと思うが、騒音についてはどんなお考えか。

○部会員

- ・「彩りフェスタ」のときに、私は、会場にも行っていたし、すごくよいイベントであった。
- ・見せ方の説明の仕方でも、そのやり方は全く違う。実際にやっているところと話して、いろんな苦情があったということをお聞きしていた。いろんなといっても、ほとんど一人か二人の相手の話だと思う。その辺の話があったので、「音灯り」「川西まつり」のときは、徹底的にその方をマークしてやった。5-12ページの「②音灯り」で、計測場所の図の④番はオリヴィエのところには○がうってある。ピンポイントで友だちになったという感じである。
- ・直接イベントをされている代表の方とつながるというルールブックをきちんと持つておくことは必要。このときも、「川西まつり」の実行委員長は、最後はラインでやりとりしていたぐらいである。「このことはどうですか」「これはどうですか」と、それぐらいの配慮でやっていたという感じであった。
- ・結論としては「非常にしんどかった」という感想。こんなことをやりながらでは、皆できないと思う。年に1回だからということで、そんな感じのこともできるが。
- ・時間が要ると思う。
- ・こんな要旨、こんなスタンスで今後もやっていくとなると、この対応はしんどいなと思ったのが正直なところである。
- ・意外と、他の場所では、その場にいるのと違う音が聞こえてくるらしい。その場にいたら、低音がちょっと効くとか、風にのったらこの音が聞こえるかなとか思うのだが、実際、部屋の中にいると全然違って、人のしゃべっている声が一番うるさかったり、メガホンを使っている音が意外とうるさかったりとかということもあった。その辺の、どういう音に配慮しなくてはいけないのかということの研究した方がよいと思った。

○部会長

- ・なかなかマニュアルには載せられないノウハウかもしれないが、貴重な経験値が積みあがっていくことは、公園としても大事だと思う。ぜひ、事務局側でもそういうノウハウを重ねていただく

ことは大事なのかなという気がする。

- ・委員、先ほど、騒音の話し合いの件もあったが、もう一度いかがか。

○副部長

- ・上にマンションもあり、音の伝わり方は、委員がおっしゃったように、全然違うし、その感受性もその人によって全く違う、本当に難しい問題だと思う。
- ・私は、この項目については、事務局の書かれている案は、すごくよいと思う。責任の所在をあまり明確に打ち出すと、ガチガチになって苦しくなるので、そこのところは、お互い、人と人というところで考えていくのがよいかと思っている。
- ・センターでも、元々、内規みたいなものがあった。音が出る活動、例えば、楽器は使えないが、プロジェクターで音を出すとかだと、この部屋とこの部屋を両方使っていただくという内規があった。AとBという部屋があるとして、Aしか使わないけど、Bも一緒に借りてもらう、隣の部屋も借りてもらう。だが、そうすると、利用促進する意味では、弊害にもなる。そこで、他の部屋ではできないのかということになる。例えば、クリスマス会の準備のために5分だけCDを聞きながら歌の練習をしたいというときも、今までだったら、会議室AとBと両方使っていただかないといけなかった。しかし、音に対するワークショップをしたときに、CDを置いて聞いてみたら、隣の別の部屋で、両隣でやっても聞こえないということがわかった。この範囲であれば、今までの内規を変えて、この部屋だけでも使えるというように、ちょっと広げることができた。
- ・全員とはいわないが、そのときのワークショップに参加した方々の納得済みでそういうルール管理をしようということが決められたので、センターが勝手にガイドを出したわけではない。やはり利用者納得というのはものすごく重要だと思っている。

○部長

- ・貴重なノウハウだと思うので、ぜひ、何かそういうことを、事務局側でも蓄積していただきたい。イベント主催者の方に、そういう案を、オフィシャルにでも何か技術移転しながら、一緒にやっていけるような、そういう環境ができていくとよいのかと思う。
- ・ここに書いていただいていることは、確かに、何か数値で基準を決めてやるようなものではないということも理解できたので、こういう方向でよいと思う。
- ・そろそろ時間もなくなってきたので、ここまでのこと全体的に振り返っていただき、何かご意見、言い残したことがあれば、ぜひご発言いただきたい。

○部会員

- ・公園使用料の件、ちょうど予算の時期なので、ひたすら頭の中で思い出したのだが、公園の中には自販機が置いてあったり、電柱があったり、あの辺は行政財産使用料という形で特定財源に上がっている。
- ・公園使用料は、今まで課したことがない。だから、行政財産の中の使用料に入るのか、公園使用料として特出しするのは、まだこれからの議論になるかとは思いますが、特定財源に上がっていないというのは勘違いで、占用料として上がっている。

○部会員

- ・元々、この使用料が発生するか否かという話は、この条例にも書いてあるとおり、一部を独占しているかどうかということである。

- ・遑って考えたときに、独占するから使用許可が本来いるのか。今、ガイドラインの中で、いろいろな使用形態があるだろうということで、幅広く捉えているように私は思っているところがある。そこがあって初めて許可がある。許可をとらないといけないことをやろうとしているから、許可を得て、それに対して料金をもらうというような話になってくると思う。
- ・減免のフロー図で、右下「ウ」の団体の「全額減免」の場合、ひとつひとつの活動を細かくわかっていないが、例えば、「ノルディックウォーク」といったときに、周りの周回路を使ってやられているかと思うが、本来的に、それが独占使用となるのかどうか。それは、遑って「利用許可」がいるのかどうか。そうしたときに、ウォーキングで歩いておられる方一人ひとりが「利用許可」、「使用許可」をとっているかといえば、そんなわけではない。それが5人集まった瞬間、それがちょっと最終的に20人ぐらいになるような状況になったとき、「使用許可」はいるのかどうかという話を、もう少し詰めていく必要があるのではないかと思う。
- ・一方で、大規模イベントの使用料としては、「音灯り」とか「川西まつり」をやられたときに、利用の平米数で費用を出すということで、単純に単価を掛けたら数字が出たという話になっている。
- ・その入口で、利用制限をかけるようなことがない中でやられているわけなので、なんとなく皆がワシャワシャと集まるようなところは、本来ならば、利用料金が発生すべきエリアではないのではないか。ただ、テントを張って、関係者以外立ち入り禁止のようなところは、独占的使用料に当たる。
- ・先ほど、金額の関係もあり、利用料の話で盛り上がったが、もっと入口の段階で、本当に「使用許可」がいるのかどうか、その辺の議論がいるのではないか。

○部会長

- ・お二人とも、すごく前向きな意見をいただいた。
- ・使用料金の話も、特定財源の可能性があるという話もあった。
- ・今、ご意見をいただいたとおりの、5-6ページの、どこまでが「c.通常利用」で、どこからが「b.イベント」かという話もあった。「c.通常利用」の幅を広げてもよいのではないかというようなご指摘だったと思うので、ぜひ、その辺も含めて柔軟に対応できて、より使っていただいて、魅力が上がればよいかなと思う。
- ・例えば、プレーパークの方々は、ここでいうと、公園条例の、穴を掘ったり山をつくったり地形を変えたりしていることが、申請があるかどうかみたいな話になっている。確かに独占は全然していないのだが、条例に引かかる部分で申請を出さなければならなくなっているという事情もある。「そんなことは別にもうよいのではないか」と言っていたら、多分利用者側としてはもっと使いやすくなる。会員であっても、毎回申請を出さなければいけないところを、「c.通常利用」にしてもらえるというような理解だと、その方がより良いかなと思う。
- ・その辺は、また継続的に議論させていただいて…。とはいえ、次回には少し定義をして、どこまでが「c.通常利用」、どこまでが普通の「b.イベント」、どこまでが「a.大規模イベント」か、もう少しガイドライン上で明確にわかるように詰めていきたい。
- ・進行の不手際で議論が不十分だった点もあるかと思う。
- ・申請の話については、今のおり、簡易化する方向でいく。どこまで簡素化できるかは、「c.通常利用」、「b.イベント」、「a.大規模イベント」の区分けをどのように記述できるかが、ひとつのポイントかと思う。
- ・利用料金の話については、例えば、目的に応じた判断基準とか、最後にご指摘いただいたとおりの、

独占利用の範囲をどうするかというあたりが議論となる。

- ・騒音については、概ね、数値ではなくて、皆さんとの話し合いとか、ノウハウを重ねていくような方向で運用ができればよいという気がしている。
- ・このみどり部会の範疇をいくつか超えている話かもしれないが、ひとつは、最初に議論にあったとおり、一回決めたルールで未来永劫いくのではないという柔軟な対応が担保できる仕組みになるとよいと思っている。
- ・私もやらせてもらってよく分かったが、受付等事務局側の体制というものもすごく重要になってくる。どういう形でどういう人材を置いていただいて、一緒に市民と育てていただければよい事務局側の体制づくりも考えていただきたい。
- ・それに関連して、やはり、こういう机の上だけで話し合っただけで、何か公園がよくなるかという、全然そういうことではない。今まで、この一年間で使っていただいたたくさんの団体さん同士の連携とか、現場レベルでの挑戦や実践などのゆるいネットワーク、話し合いの場、キセラカフェもしていただいているが、そういったものが、公園の場で継続的に話し合いながらやられていくというような、大きく全体の方針や検討を進める場と、現場レベルでの実践、挑戦の場という、今、二つのプラットフォームがあって初めてうまくいくのかなという気もしている。
- ・そういう意味で、冒頭でご紹介のあった公園での管理棟のワークショップもすごく期待できることである、そういう場を通じて、より実践の場が分厚くなっていくと、今後の公園での活動が活発化するのかなという気がしている。
- ・それに伴い、お金の話はいろいろある。寄付の話も出たし、特定財源の話もあるかもしれない。ひょっとすると、エリマネの中でお金の扱い方だとか、地域全体のエリマネの中では公園をどうやって活かしていくかというような話もあるかと思う。現場レベルでの主体やお金の話も、このみどり部会と密接に関係してくるところかと思うので、そのあたりも含めて検討を深めていき、より良い公園づくりにつなげていきたいと思っている。
- ・そういう意味では、なかなか終わらない会議で、皆様にはご迷惑をおかけするが、継続的にご議論いただきたいと思うので、よろしく願います。

○事務局

- ・最後に今後の予定についてお伝えさせていただく。次回の議会の開催予定については、平成30年度5月を予定している。日程が決まり次第、改めてご案内させていただく。 以上